

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

令和 年 月 日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

久留米市保健所長 殿

営業許可申請書・営業届（廃業）

No.	担当者
-----	-----

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ □ ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	久留米市		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	廃業年月日		
	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒		
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。			☐		
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐		
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別					
	☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング					
	(ふりがな)		資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日		
業種に応じた情報	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道）					
	② ☐ ①以外の飲用に適する水					
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐			
業種に応じた情報	ふぐの処理を行う施設		☐			
	(ふりがな)		認定番号等			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合					
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐			
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐			
	☐		☐			
	☐		☐			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類		備考	
	1	年 月 日				
	2	年 月 日				
	3	年 月 日				
	4	年 月 日				
備考						